

7/1/64

電話 (自宅・携帯・勤務先)	—	—	代理人	
				497 717

- ※ **赤の太枠内のみ記入してください。**
- ※ 「給与・年金」収入以外の所得がある方は、収入金額・所得金額を記入し、裏面の内訳欄にも記入してください。
- ※ 国民年金・小規模共済・確定拠出年金・生命保険料・地震保険料などについて控除を受ける場合は、控除証明書が必ずです。
- ※ 遺族・障害年金は、非課税収入になります。裏面12の1に記入してください。
- ※ 収入がなかった方は、裏面12の該当るところへ記入してください。

[illegible][illegible]

4. 給与収入の内訳

源泉徴収票のない方は記入してください。

月	日	給 付 勤 務 日 数	月 収	社会保険料
1		円	円	円
2		円	円	円
3		円	円	円
4		円	円	円
5		円	円	円
6		円	円	円
7		円	円	円
8		円	円	円
9		円	円	円
10		円	円	円
11		円	円	円
12		円	円	円
賃 与 等			円	円
合 計 金 額			円	円
勤 務 所 在 地	名 称			
	所 在 地			
先	電話番号	-	-	

5. 営業等・農業・不動産に関する事項

(1)「営業等・農業」所得収支内訳

① 売上金額		円
Ⅰ期首棚卸額		円
Ⅱ仕入金額		円
Ⅲ期末棚卸高		円
売上原価		円
② 差引原価(Ⅰ+Ⅱ-Ⅲ)		円
減価償却費		円
租税公課		円
地代・家賃		円
水道光熱費		円
通信費		円
修繕費		円
損害保険料		円
旅費・交通費		円
消耗品費		円
雑費		円
③ 合計		円
④ 専従者 控除額		円
所得金額(①-②-③-④)		円

(2)「不動産」所得収支内訳

家賃収入		円
地代収入		円
権利金(礼金)		円
更新料		円
①合計		円
減価償却費		円
租税公課		円
水道光熱費		円
通信費		円
修繕費		円
損害保険料		円
消耗品費		円
雑費		円
② 合計		円
③ 専従者 控除額		円
所得金額(①-②-③)		円

6. 雑所得(公的年金以外)に関する事項

種 目 ・ 所 得 の 生 ず る 場 所	収 入 金 額	必 要 経 費
	円	円
	円	円

7. 家屋敷・事業所に関する事項

令和8年1月1日に国立市に居住していない方で、市内に家屋敷・事務所・事業所を有する方は、該当する項目を○で囲み、記入してください。

国立市内に (1. 家屋敷 2. 事務所・事業所) がある。

所在地 :

8. 事業専従者に関する事項

氏 名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
	大・昭・平			円

※家屋敷とは、自己又は家族の居住に供する目的で住所(地)以外の場所に設けた独立性のある住宅をいい、いつでも居住できる状態にある建物のことをいいます。現在の居住の有無、自己所有かどうかは問いません。(例：別荘、車庫、住宅が壊子を常時住まわせる住宅) なお、貸付目的の建物は該当しません。
※事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的設備及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。自己所有かどうかは問わず、借りていても該当します。

9. 総合譲渡・一時所得に関する事項

所 得 の 種 類	① 収入金額	② 必要経費取得費等	①-②=③ 差引金額	④ 特別控除額	③-④ 所得金額
	円	円	円	円	円
総合譲渡					
長期	円		円	円	円
一時	円		円	円	円

※合計所得金額の計算をする場合は、
④総合譲渡短期+(⑤総合譲渡長期+⑥一時)
×1/2で計算する

10. 配当所得に関する事項

所得の種類	支払者	支払確定年月	① 収入金額	② 負債の利子	①-② 所得金額	配当割額
		年 月	円	円	円	円

11. 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害		別居の場合の住所
氏 名		大・昭・平・令	イ. 身体障害者手帳 エ. 愛の手帳 (療育手帳) ウ. 精神障害者保健福祉手帳 エ. 要介護		級 度
マイナンバー					

12. 収入のなかった方へ 該当する項目を○で囲み、記入してください。

収入のない方からも申告していたことにより、非課税証明書、国民健康保険税等の資料となります。

1. 非課税の収入があった	イ. 遺族年金・障害年金を受けていた。			
2. 扶養されていた または 仕送り・援助を受けていた	ロ. 雇用(失業)保険を受けていた。(年 月 年 月)			
3. 学生であった	学校名	学部・研究科	学科・課程	(年 月卒業予定)
4. 預貯金等で生活していた	該当する項目がない方は、昨年中の生活状況をこちらに記入してください。			
5. その他				

源泉徴収票等は、左端をここに貼ってください